

議案第 6 8 号

交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部を改正する条例について

交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

併せて、市民の届出等に関する負担軽減を図るため、庁内連携する特定個人情報の追加を行いたいため。

交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる」を「特定個人番号利用」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる」を「特定個人番号利用」に、「同表の第4欄に掲げる」を「利用」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2中「

17 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

」を「

17 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で

	妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		(8) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		(9) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」に、「

27 市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの
		(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 障害者関係情報であって規則で

		定めるもの
28 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

」を「

27 市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		(3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの
		(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(8) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(9) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		(10) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(11) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則

		で定めるもの
		(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		(8) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(9) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(10) 戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		(11) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの
	(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	(7) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	(8) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	(9) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

